

佐原広域交流拠点改修運営等事業 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

No	書類名	頁		大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
質問書に対する回答										
1	実施方針 要求水準書 （案）	5 11	第2章 第2章	5 1	(1) (2)	② ①		「協力会社」の意義	基本方針にて「SPCから直接業務を受託することができるのは、応募者の構成企業のみとすること」との記述がある一方で、要求水準書（案）では、「協力会社」との文言があります。 ここでの「協力会社」は、SPCから直接業務を受託するもののSPCへの出資をしない所謂「協力企業」ではなく、構成企業から業務を受託する企業と理解して宜しいでしょうか。	「構成企業」は、本事業の業務を実施する企業を指し、SPCを設立する場合の出資の有無は問いません。 「協力会社」は、構成企業から業務の一部を受託又は請け負う第三者を指していますが、第2章1(2)①「構成企業若しくは協力企業」は「構成企業」に修正します。 第2章2(1)③、(2)①、②、③の「構成企業及び協力会社」は「構成企業」に修正します。 上記の内容は、4月の募集要項公表時に示す要求水準書に記載します。
2	別添資料2	1	リスク 分担表	2	1)			不可抗力の 定義	令和2年7月7日付、内閣府より各省庁、各都道府県市区町村担当部長などに対して通達された文書「新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」においては、「不可抗力による損害、増加費用等の中には、基本的に物件以外の損害等も含まれる」と示されております。 疾病・疫病・感染症の流行・蔓延・パンデミックなどについても、本事業における不可抗力に含まれると理解して宜しいでしょうか。	別添資料2「リスク分担（案）」2.1)に示す不可抗力事由の例に疫病も含みますが、個別の事象が不可抗力に該当するかどうかは同資料に記載の考え方（事業契約当事者のいずれにもその責を帰することのできない事由）によります。 不可抗力の定義や発生時の対応、費用負担等の詳細は4月の募集要項公表時に示す事業契約書（案）に記載します。
3	別添資料2	6	リスク 分担表	71					「要求水準書(案)2頁 主な本件施設及び業務対象施設」では、河川利用情報発信施設は業務範囲外となっております。 本項目はリスク分担に含まれないと理解して宜しいでしょうか。	河川利用情報発信施設はご理解の通り業務対象外ですが、展示品とは、本施設内の備品等を広く指すものであり、リスク分担に含みます。 本事業に係るリスク分担等については、4月の募集要項公表時に示す事業契約書（案）に記載します。
4	要求水準書 （案）	30	第4章	5	(1) (2)	② ④	イ イ	土木施設維 持管理業務	除草の実施範囲は、別添資料1－2における(2)地域交流施設前法面、(8)資材置場（芝生広場）、(43)水辺広場（高水敷）と理解して宜しいでしょうか。	除草工の対象施設は、(2)地域交流施設前法面、(8)資材置場（芝生広場）、(29)エントランス広場、利用ゾーン（親水）の(32)観察用通路及び(33)カヌー乗り場、(34)河川敷臨時駐車場、利用ゾーン（湿地）の(35)観察用通路、佐原河岸の(43)水辺広場を想定しています。 上記の内容は、4月の募集要項公表時に示す要求水準書に記載します。

No	書類名	頁		大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問・意見の内容	回答
5	要求水準書(案)	49	第5章	5	(2)	②	a、b	警備	「要求水準書(案)2頁 第1章3 事業の対象施設・業務【主な本件施設及び業務対象施設】」では、(14)河川情報室は業務範囲外となっております。 要求事項及び水準には「警備機器は、通用口及び収蔵室・・・に設置され、」「展示施設等に対する落書き等を防止するため、・・・」とありますが、これらは要求事項に該当しないと理解して宜しいでしょうか。	「警備機器は、通用口及び収蔵室（略）に設置され、」については、「警備機器は、通用口及びその他事業者が提案する箇所に設置され、」に修正します。 項目「b」は、項目「c」に包含されるため、項目「b」は削除します。 上記の内容は、4月の募集要項公表時に示す要求水準書に記載します。
6	要求水準書(案)	52	第5章	7	(1)	①		財務業務	「市の財務状況を市に報告するために・・・」とありますが、「事業者の財務状況を市に報告する」と理解して宜しいでしょうか。	ご認識のとおりであり、誤記であるため、4月の募集要項公表時には修正した内容を公表します。
意見・提案書に対する回答										
7	実施方針	4	第2章	4	(1)			提案書の提出	応募企業又は応募グループ各社の働き方改革実現の観点からお願いがございます。 時間外労働の上限規制が、2024年4月1日から更に強化されます。 一般的な夏季休暇期間中（お盆期間含む）、または期間終了後に提案書類の受付締切日を設定なされますと、応募企業又は応募グループ各社は締切直前のためにこの期間は休日返上で業務に当たることが想定されます。 つきましては、提案書類の受付締切日を夏季休暇前（お盆期間含む）に設定していただけないでしょうか。	提案期間については、できるだけ長い期間を確保したいと考えており、ご提案のお盆期間前ではなく、お盆期間後を締切とする予定です。このため、提案書類の受付は、8月中旬ではなく8月下旬に修正を検討しています。
8	別添資料2	3	リスク分担表	6				物価変動による事業費用の変動	「要求水準書(案)第1章 5 事業期間・スケジュール」の②③事業は、設計・改修工事期間が令和10年3月末日までであり、募集要項の公表予定日となる令和6年4月から約4年という長期にわたります。 また、令和6年1月19日付にて内閣府より各省庁、各都道府県市区町村担当部長などに対して通達された文書「P P P / P F I 事業における物価変動の影響への対応について」では、物価変動への対応について、契約変更の実施などによる適切な対応を図ることが示されています。 つきましては、「物価変動による事業費用の変動」リスクに改修工事を含めていただき、事業契約書にも明記して頂くようお願い致します。	ご意見を踏まえ、設計・改修等工事業務のうち実施期間が長期に渡る改修等工事業務について、「物価変動による事業費用の変動」リスクの対象に含めるよう修正します。 なお、設計業務については、事業期間の当初に実施されることを想定し、上記リスクの対象には含めません。 物価変動に係る支払額の改定について、詳細は4月に公表する募集要項及び事業契約書（案）に示します。